

## 指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

代表者	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護
	認知症対応型サービス事業開設者研修			
	基準第 92 条	基準第 65 条	基準第 173 条	
管理者	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
	+			
	認知症対応型サービス事業管理者研修			
計画作成 担当者	基準第 91 条	基準第 64 条	基準第 172 条	基準第 43 条
	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
	基準第 90 条	+		
介護 従事者	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修			
	基準第 63 条	+		
	基準第 171 条			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「実践者研修」は身体介護に関する基本的知識・技術を有し 2 年以上の経験者が対象</li> <li>* 「実践リーダー研修」は介護保険サービス事業所等において 5 年以上介護業務経験を有し、かつ、「実践者研修」修了後 1 年以上経過している者が対象</li> <li>* 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と介護支援専門員の資格が必要（サテライト型は介護支援専門員以外の者も可）</li> </ul>		

### 各研修と推薦理由項目の組み合わせ

□認知症介護実践研修「実践者研修」	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件
	* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件
□認知症介護実践研修「実践リーダー研修」	
* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件	
□認知症対応型サービス事業開設者研修	
* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の代表者要件	
□認知症対応型サービス事業管理者研修	
* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件	
□小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	
* 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件	